

## 山形県献血推進協議会条例

昭和39年10月10日山形県条例第75号

(設置)

第1条 献血推進対策に関する重要事項を調査審議させるため、山形県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 献血制度の広告活動に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) 保存血液の需給計画に関すること。
- (4) 献血による採血計画に関すること。
- (5) 献血組織の育成に関すること。
- (6) その他献血制度の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体を代表する者
- (2) 日本赤十字社の職員
- (3) 市長会及び町村長会を代表する者
- (4) 商工会議所及び事業場を代表する者
- (5) 労働組合を代表する者
- (6) 教育関係団体を代表する者
- (7) 青年婦人組織を代表する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(施行規則)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。